## 新旧対照表(京都府府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号))

現行	改正案
第4章 手続に係る特例等 (中略)	第4章 手続に係る特例等 (中略)
(災害復旧事業等に関する特例) 第37条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。 (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業 (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業 (3) 前2号に掲げるもののほか、災害復旧のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業 2 (新設)	(災害復旧事業等に関する特例) 第37条 略 2 前章第1節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10 年法律第117号)第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進 事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画 に従って行う同法第22条の11に規定する整備については、適用しな い。